

## 議案第91号

### 訴えの提起について

#### 事件の概要

相手方は、本市と平成28年8月10日に「広報たからづか」宅配業務委託契約及び「議会報かけはし」宅配業務委託契約(以下「本件契約」という。)を締結し、当該業務を履行することとしていたが、業務開始直後の広報たからづか11月号の宅配において、遅配、未配等が想定を大幅に超えて生じただけでなく、本件契約に係る仕様書で指示する事項の未履行が数多くあり、市民等から多くの苦情が寄せられる事態となった。

これを受け、本市は、履行体制の改善を求めて相手方と協議を行ったが、本市の指示事項に一部従わない旨の意思を示すなど、本件契約に係る仕様書に沿った着実な業務の履行が見込めない事情があると判断し、本件契約に基づき同年11月22日付けで同日をもって本件契約を解除する旨を通知した。

本件契約の解除に伴い、急きよ当該業務を履行可能な事業者と新たに契約することを余儀なくされたことなどにより、本市に損害が生じていることから、本件契約に基づき平成29年1月30日付けで同年2月28日までに賠償金2,902,714円を支払うよう請求したが、相手方は期限までにこれを支払わなかった。

その後、相手方に対し同年3月22日付けで同年4月21日までに当該賠償金及びこれに対する遅延損害金を支払うよう督促を行ったが、相手方が履行しないため、損害賠償請求を提訴しようとするものである。